

今月は《納税推進》強化月間です

市では、3月を「納税推進強化月間」と定め、市税・国民健康保険税及び介護保険料について、督促状及び催告書等により再三納税のお願いをしてきたにもかかわらず、応じていただけない方を対象に、夜間及び休日の臨戸訪問を実施しています。

また、それでも納税のない場合には、差押えなどの滞納処分に着手させていただきます。

納め忘れていた方、滞納されている方は、至急納めよう、お願いします。

なお、病気や事故、経済的な理由で納税が困難な方はご相談ください。

納め忘れはありませんか 平成17年度の市税・国民健康保険税・介護保険料の納期は全て過ぎています。もう一度、納税通知書をご確認ください。

市・都民税(第1〜4期) 固定資産税・都市計画税

未就園児に入学祝金を支給します

次の方に入学祝金を支給しますので、該当される方は4月14日(金)までに申請してください。(印鑑・振込み先口座の記載が必要となります。)



該当者4月1日現在、福生市に住所があり、今年4月に小学校に入学し、平成17年4月1日から今年3月31日までの1年間、幼稚園、保育園などに就園していなかった児童の保護者。ただし、3月中に転入された方は、該当しません。

問合せ総務課庶務係

第1〜4期 軽自動車税(全期) 国民健康保険税(第1〜6期)

介護保険料(第1〜6期) 問合せ収納課収納係

国民年金だより

就職、退職したときには国民年金の手続きを 就職して厚生年金保険や共済組合に加入した国民年金加入者(第1号被保険者)や、60歳前に会社等を退職して厚生年金保険や共済組合を脱退した方、またはその方に扶養されている配偶者(第3号被保険者)は、国民年金の種別変更の手続きが必要です。

また、就職した方に扶養されている配偶者は、第3号被保険者の届出が必要です。健康保険の被扶養者の届出と一緒に、配偶者の勤務先で手続きしてください。

種別変更の手続きに関する問合せ↓保険年金課保険年金係 第3号被保険者の届出に関する問合せ↓配偶者の勤務先

務先へ。

学生納付特例制度の手続きをお忘れなく 学生納付特例制度は、大

学・専門学校などの学生のときに、本人の前年の所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付義務が猶予される制度です。

平成17年度に学生納付特例制度を承認されていて、引き続き平成18年度も学生納付特例を受けようとする方は、平成18年度中に再度、申請する必要があります。

平成17年度に学生納付特例制度を希望し、申請をされている方は、平成18年4月中に申請すれば、平成17年4月に遡って摘要されますので、お早めに手続きをしてください。

なお、申請の際には学生納付特例制度を希望し、申請をされている方は、平成18年4月中に申請すれば、平成17年4月に遡って摘要されますので、お早めに手続きをしてください。

老人医療受給者証をお持ちで市民税非課税世帯(同じ世帯の全員が市民税非課税)の方は入院の際、市役所の窓口にて申請すると「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

これを医療機関の窓口で提示すると、入院したときに窓口で支払う一部負担金と入院時の食事が減額されます。入院をする前に手続きにお越しください。

申請に必要なもの 老人医療受給者証、健康保険証、印鑑 ※「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期間は毎年8月1日(ただし、9月1日以降の申請は、申請した月の1日)翌年7月31日です。

問合せ保険年金課老人医療係

公開します 市政情報 保護します 個人情報 ご利用ください 情報コーナー 情報公開制度・個人情報保護制度に関するお問い合わせは、文書職員課文書係へ

証または在学証明書が必要となります。

問合せ保険年金課保険年金係

今月の年金相談 日時 3月29日(水)・30日(木)いずれも午前10時〜午後3時 30分場所 商工会館2階202会議室

問合せ保険年金課保険年金係 または立川社会保険事務所 ☎523・0351

ご存知ですか 老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証

老人医療受給者証をお持ちで市民税非課税世帯(同じ世帯の全員が市民税非課税)の方は入院の際、市役所の窓口にて申請すると「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

これを医療機関の窓口で提示すると、入院したときに窓口で支払う一部負担金と入院時の食事が減額されます。入院をする前に手続きにお越しください。

申請に必要なもの 老人医療受給者証、健康保険証、印鑑 ※「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期間は毎年8月1日(ただし、9月1日以降の申請は、申請した月の1日)翌年7月31日です。

問合せ保険年金課老人医療係

4月の無料相談 ※休日・祝日を除く

Table with columns: 相談内容, 期日, 時間, 場所, 備考. Includes items like 人権の上相談・行政相談, 法律相談, 交通事故相談, 税務相談, 少年相談, 介護保険相談, etc.

そのほかの相談 市政・市民相談、国民年金相談、母子・寡婦相談、健康相談、育児相談、体力スポーツ相談(☎551・1511市役所代表)、心の相談、成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談(☎552・2121福祉センター)、教育相談(直通☎551・7700)

4月から介護保険の保険証が新しくなります

今お持ちの介護保険被保険者証(緑色)は、今年3月末で有効期限が到来するため、4月から新しい被保険者証(水色)になります。新しい被保険者証に有効期限はございません。

新しい被保険者証は3月末までに郵送します。新しい被保険者証が届きましたら、今お持ちの被保険者証はご自身の責任において破棄してください。

【各種団体へお願い】 町会や自治会など各種団体が会合を開催するにあたり、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、公職選挙法で禁止されています。違反すると罰せられます。

寄附禁止のルールを守って明るい選挙を

破棄してください。 なお、介護保険被保険者証は65歳以上の方全員と、40歳以上64歳以下の方で介護認定を受けている方に交付しているものです。 問合せ介護福祉課介護保険係

贈らない! 求めない! 受け取らない! 入学祝・卒業祝 お歳暮やお年賀 お祭への寄付や差し入れ そのほか病気見舞い、秘書等が代理で出席する場合の結婚祝や葬式の香典、葬式の花輪・供花、落成式・開店祝いの花輪、町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差し入れ、地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ